

---

# 平成30年度 第3回岩手県大規模事業評価専門委員会

日 時 平成30年8月22日（水）13:30～15:00

場 所 岩手県庁12階特別会議室

## 次 第

1 開 会

2 挨 拶

加藤専門委員長

3 議 事

(1) 大規模施設整備事業の事前評価について<継続審議>

・(仮称)工業用水道浄水場建設事業(北上工業団地)(北上市)

(2) 大規模公共事業の再評価について<継続審議>

・流域下水道事業 北上川上流流域下水道花北処理区(花巻市、北上市)

4 その他

5 閉 会

## 岩手県大規模事業評価専門委員会委員名簿(五十音順)

氏 名	職	専門分野	備 考
秋 山 信 愛	税理士法人秋山会計事務所 所長 公認会計士・税理士	企業会計	
小山田 サナエ	のぞみ設計室 代表	建築学	
加 藤 徹	宮城大学 名誉教授	農業土木 農村計画	
狩 野 徹	岩手県立大学社会福祉学部 教授	都市計画 建築計画	
河 野 達 仁	東北大学大学院情報科学研究科 教授	費用便益分析 交通・都市計画	
越 谷 信	岩手大学理工学部 教授	地質学	欠席
島 田 直 明	岩手県立大学総合政策学部 准教授	植生学 環境生態学	
竹 内 貴 弘	八戸工業大学大学院大学院工学研究科 教授	海洋工学 水工学	欠席

(敬称略)

平成 30 年度第 3 回大規模事業評価専門委員会  
配付資料一覧

- 資料 No. 1 大規模事業評価専門委員会における審議概要について
- 資料 No. 2 流域下水道事業 北上川上流流域下水道花北処理区 補足説明資料
- 資料 No. 3 大規模事業評価についての県民意見募集の実施結果

---

参考資料 大規模事業評価に係る答申（案）の検討資料



## 大規模事業評価専門委員会における継続審議地区の審議概要

## ➤ 審議対象（事前評価 1 件、再評価 1 件）

- ・（仮称）工業用水道浄水場建設事業（北上工業団地）（北上市）
- ・流域下水道事業 北上川上流流域下水道花北処理区（花巻市・北上市）

## ➤ 審議状況

諮問審議 平成 30 年 7 月 18 日 第 1 回大規模事業評価専門委員会

現地調査 平成 30 年 8 月 7 日 第 2 回大規模事業評価専門委員会（北上市内）

## ➤ 主な質疑等の概要及び審議論点

## （1）（仮称）工業用水道浄水場建設事業（北上工業団地）（北上市）

第 1 回委員会質疑等の概要	
専門委員からの主な質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 現在稼働している浄水場を引き続き利用しながら、新しく浄水場を建設したいということか。	（企業局） そのとおり。既存の施設はそのまま利用する。平成 30 年 5 月に企業から使用計画が提出されており、それに基づき、将来的に工業用水が不足するという予測のもと浄水場を新たに建設するもの。
② 進出企業の設備投資や運営計画の概略はどのようになっているか。	（ものづくり自動車産業振興室） 現時点で判明しているのは、平成 30 年 7 月から 1 棟目を建設するということ。新聞報道等によると 1 棟だけでは非効率で 2 棟目以降も考えたいとのことであるが、具体的な情報はまだ公表されていない。
③ 施設規模の給水能力 6 万 m <sup>3</sup> /日について、進出企業の規模拡大及び関連企業の進出を見込んでのものか。	（企業局） そのとおり。
④ 浄水場建設予定地（3.1ha）について、工場跡地と林地の割合はどうなっているか。	（企業局） 第 2 回以降の委員会で説明する。 なお、面積については詳細測量を実施しておらず、大まかな数字として記載しているもの。
⑤ 取水に係る水利権はこれから取得するのか。その場合、取得者及び取得水量は。	（企業局） そのとおり。これから企業局が取得する。 現在、関係機関と協議をするなど許可申請の準備を進めているところ。水量については、進出企業の水の使用状況を勘案し検討していきたい。

⑥	水道料金について、料金を下げて企業誘致を進めるといふこともできなくはないと思ふが、売価はどのように設定しているのか。	(企業局、ものづくり自動車産業振興室) 総括原価方式を採用している。固定費として基本料金 42 円/m <sup>3</sup> 、変動費として使用料金 3 円/m <sup>3</sup> と設定している。 企業誘致に当たっては、企業から水道料金を下げてほしいとの要望がでてくることがあるが、既存の企業との均衡を勘案し減額はしていない。なお、企業誘致に当たっては、優遇施策として、補助金、税の減免及び制度融資などを併用している。
⑦	浄水場建設予定地は無堤防地帯である。北上川の計画高水位と浄水場との標高差はどのようになっているか。	(企業局) 計画高水位は EL66m 余、浄水場建設予定地は EL80m となっている。洪水による土砂流入等に対しては、今後の詳細設計等で対策を講じていきたい。
⑧	動植物生息調査は実施したのか。実施した場合、その内容を教えていただきたい。	(企業局) この地区は希少な植生が生息するという情報があるため専門家に現地踏査をしていただいた。現時点では希少種は確認されていない。 <u>詳細については、第 2 回以降の委員会で説明する。</u>
⑨	既存の浄水場は今後も十分に使えるということか。既存浄水場は設備更新や修繕などをしっかり行い、さらに新たに浄水場を建設するということか。	(企業局) そのとおり。既存浄水場については、これからも適切な更新をしながら長期間使用していく考えである。
⑩	既存浄水場の稼働状況の詳細を説明する資料を提供いただきたい。	(企業局) <u>第 2 回以降の委員会で説明する。</u>
⑪	事業実施に当たっての損益(収支計画)の根拠となる詳細な資料を提供いただきたい。	(企業局) <u>第 2 回以降の委員会で説明する。</u>
⑫	・工業用水を供給する事業終了時の施設解体費用等は見込んでいるのか。 ・固定費用の算定は 45 年を前提に計算しているとのことだが、その期間は妥当か。事業が 45 年継続しない可能性もあるのではないか。	(企業局、ものづくり自動車産業振興室) ・今後も工業用水を使い続けるという見込みで、必要な設備更新費を収支計画に盛り込んでいる。 ・現時点では、半導体事業は右肩上がりの状況であり、継続して使用していただくことを想定している。 ・何らかの事情で企業が撤退した場合には、別の企業の誘致を図る。
⑬	工業用水の需要予測等の詳細を教えてください。	(企業局) <u>第 2 回以降の委員会で説明する。</u>
⑭	B/C が 2.34 とのことだが、B には上水道・工業用水ともに費用が含まれており [B-C] で計算されたもの。それを C で割るのは理論上おかしいのではないか。	(企業局) 経済産業省のマニュアルを基に算出しているが、再度整理して <u>第 2 回以降の委員会で説明する。</u>

第2回委員会質疑等の概要	
専門委員からの主な質疑等	事業担当課等の対応（回答）
① 第1回委員会からの継続審議 浄水場建設予定地（3.1ha）について、工場跡地と林地の割合はどうなっているか。	（企業局） 補足資料を用いて割合を説明。
② 第1回委員会からの継続審議 動植物生息調査は実施したのか。実施した場合、その内容を教えていただきたい。 再質問 植物調査について、夏季1回のみ調査であり時期を変えての調査も必要。また、特に河川法面には春季にしか見られない植物が生息する場合があることから留意すること。 鳥類調査について、オジロワシの飛来や営巣等に影響がないか再度確認し必要な対応をとること。	（企業局） 補足資料を用いて調査内容を説明。 再質問への回答 事業実施に当たっては、更に動植物調査を実施し、生息が確認された場合は必要な対策を講じることとしたい。
③ 第1回委員会からの継続審議 既存浄水場の稼働状況の詳細を説明する資料を提供いただきたい。	（企業局） 補足資料を用いて供給能力、契約水量及び契約率等を説明。
④ 第1回委員会からの継続審議 事業実施に当たっての損益（収支計画）の根拠となる詳細な資料を提供いただきたい。 再質問 減価償却費が一定期間減少し、その後増加する理由は何か。耐用年数が45年であればその期間は設備の更新は生じないのではないか。	（企業局） 補足資料を用いて収支見通しを説明。 再質問への回答 一定期間使用した後必要な設備を更新する計画としており、それによる減価償却費が増加するもの。耐用年数は施設を構成する設備により異なり、平均すると45年程度となるもの。
⑤ 第1回委員会からの継続審議 工業用水の需要予測等の詳細を教えてください。 再質問 企業から提出された工業用水使用計画に基づき供給能力を上げていくのか。どの程度の余力を見ているのか。	（企業局） 補足資料を用いて需要予測と供給能力を説明。 再質問への回答 そのとおり。安定的に工業用水を供給するため、最終的に、供給能力の85%程度が想定需要となるように整備する計画である。
⑥ 第1回委員会からの継続審議 B/Cが2.34とのことだが、Bには上水道・工業用水ともに費用が含まれており〔B-C〕で計算されたもの。それをCで割るのは理論上おかしいのではないか。 委員説明 委員から、経済産業省マニュアルに対する上記の疑義事項について、再度説明。	（企業局） 補足資料を用いて費用便益分析について説明。 委員から示された疑義事項については、経済産業省に伝えることとしたい。

⑦	新たに供給する分の排水はどのように処理をするのか。	(企業局) 工業団地内の工場排水は、北上市の終末処理場で処理されており、市において、新たな終末処理場の整備を検討していると聞いている。
⑧	最近では過去にないような雨量が計測されている。設計に当たっては、そういった点も考慮していただきたい。	(企業局) 詳細設計にあわせて検討していきたい。

(2) 流域下水道事業 北上川上流流域下水道花北処理区(花巻市・北上市)

第1回委員会の質疑等の概要	
専門委員からの質疑等	事業担当課等の対応(回答)
① 本事業の、県全体(地域)の汚水処理人口普及率の向上に対する寄与度を教えていただきたい。	(下水環境課) <u>第2回以降の委員会で説明する。</u>
② 汚水処理人口普及率向上に向けた公共下水道への接続に係る花巻市及び北上市の取組を教えていただきたい。	(下水環境課) <u>第2回以降の委員会で説明する。</u>
③ 個々の設備の事業進捗率100%とあるが、10年延長して、どのような事業を行うのか。	(下水環境課) 処理場の機械の改築更新と、花巻市及び北上市の整備に合わせてポンプ場の能力を上げる工事を行うもの。
④ 処理対象区域が縮小されたとの説明だったが、処理対象区域からはずれた区域では生活に影響はないのか。	(下水環境課) (スライドを用いて縮小した区域等を説明)都市計画上の中心部から離れた場所を外したもの。市が計画変更した際に意見はなかったものと聞いており、県も市に合わせて縮小したもの。
⑤ 全体のB/Cではなく、残事業B/Cで判断するもののため、残事業B/Cは調書の付表だけでなく本表に記載すべき。	(政策推進室) 評価調書の付表に残事業B/Cを記載しているところ。本表に記載するかは、本事業の審議とは別に、今後検討していきたい。

※ゴシック部分が継続審議となったものである。



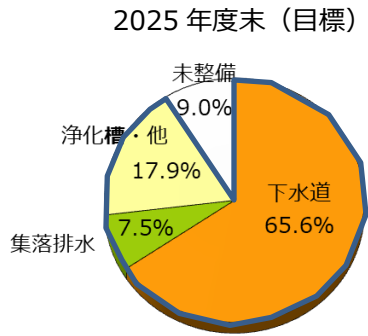
平成 30 年 8 月 22 日  
県土整備部 下水環境課

## 平成 30 年度第 3 回大規模事業評価専門委員会説明資料

### 1 流域下水道事業の汚水処理人口普及率の寄与度について



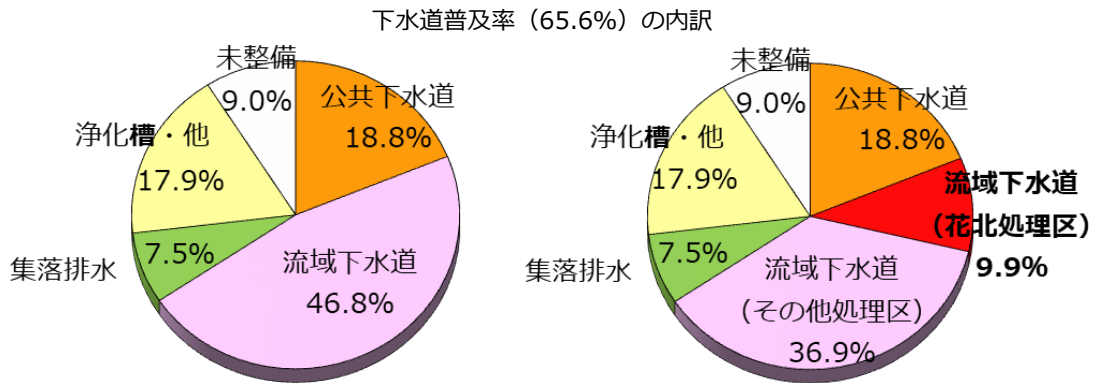
いわて汚水処理ビジョン 2017 (抜粋)



整備手法別の汚水処理人口普及率  
(91%の内訳)

#### ※1 汚水処理人口普及率

下水道や集落排水施設を利用することができる人口と浄化槽を利用している人口の合計を県の総人口で割った値。



## 2 花巻市、北上市の下水道接続率向上のための取組について

### (1) 花巻市

① 未接続世帯への戸別訪問

② 水洗化工事費の貸付、融資、利子補給制度

【貸付・融資限度額】

(一戸建住宅)130万円以内

(共同住宅等)一世帯につき50万円。ただし、建物1棟当たり300万円が限度額。

償還期間：10年以内

利子全額補給

※貸付・融資要件有り

③ 生活扶助世帯に対する補助

生活保護法に規定する被保護者等が水洗便所に改造する経費について補助金を交付。

【対象者・補助限度額】

(対象者)生活保護法の規定による生活扶助を受けている者(255,000円)、生活保護法の規定による生活扶助以外の扶助を受けている者(170,000円)。

④ その他

・排水設備設置促進事業補助金

高齢者世帯の排水設備の設置費用に対する補助

・私設污水管設置費補助金

下水道の排水設備の整備延長が30mを超えた区間に対する補助

・低地対策ポンプ施設設置工事費補助

下水道の低地対策ポンプの設置費用に対する補助

・市ホームページ掲載、コミュニティFMによる広報

・市民説明会開催による周知

・排水設備工事指定店への文書送達及び説明会開催による周知

・私道内に下水道施設を施工する場合の負担

### (2) 北上市

① 未接続世帯への戸別訪問

② 水洗化工事費の貸付、融資、利子補給制度

汲み取り便所を水洗トイレに改造するものに対し、水洗便所改造資金の融資あっせんをし、融資を受ける金融機関に支払う利子の全額を市が負担。

【融資あっせん内容】

(融資あっせん額)1棟につき80万円以内

(融資期間)5年以内

利子全額補給

※融資あっせん要件有り

③ その他

・補助金制度の広報、ホームページへの掲載

・私道内に下水道施設を施工する場合の負担

## 大規模事業評価についての県民意見募集の実施結果

## 1 意見募集の実施状況

## (1) 意見募集を行った事業

流域下水道事業 北上川上流流域下水道花北処理区

## (2) 意見の募集期間

平成 30 年 7 月 4 日（水）～平成 30 年 8 月 3 日（金）

## (3) 公表方法

- ◆行政情報センター、行政情報サブセンター等への資料配架
- ◆県公式ホームページへの資料等掲載
- ◆報道機関への発表
- ◆県広聴広報課ツイッター
- ◆花巻市広報
- ◆北上市広報

## (4) 意見の募集方法

郵送（持参含む）、ファクシミリ、電子メールによる意見提出

## 2 意見の提出状況

郵便	ファクシミリ	電子メール	意見提出件数
0	0	0	0



## 審議結果報告（様式案）

岩手県政策評価委員会  
委員長 加藤 徹 様

岩手県大規模事業評価専門委員会  
専門委員長 加藤 徹

### 大規模事業評価に係る答申について

平成 30 年 6 月 27 日付けで諮問の通知のありました大規模施設整備事業の事前評価及び大規模公共事業の再評価について、平成 30 年●月●日開催の平成 30 年度第●回大規模事業評価専門委員会において、すべての調査審議を終了し、次のとおり決定しましたので報告します。

### 記

1 （仮称）工業用水道浄水場建設事業（北上工業団地）（事前評価）

【審議結果】

「事業実施」とした県の評価は（妥当・妥当でない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

2 流域下水道事業 北上川上流流域下水道花北処理区（再評価）

【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当でない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。

(1) . . . . . すること。

(2) . . . . . すること。

など

## 答申書（様式案）

岩手県企業局長  
藤 澤 敦 子 様

岩手県政策評価委員会  
委員長 加藤 徹

### 大規模事業評価について（答申）

平成 30 年 6 月 27 日付け企業業第 99 号で諮問のあった大規模施設整備事業の事前評価について、次のとおり答申します。

### 記

（仮称）工業用水道浄水場建設事業（北上工業団地）（事前評価）

#### 【審議結果】

「事業実施」とした県の評価は（妥当・妥当でない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

#### 例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。

(1) . . . . . すること。

(2) . . . . . すること。

など

## 答申書（様式案）

岩手県知事

達 増 拓 也 様

岩手県政策評価委員会

委員長 加藤 徹

### 大規模事業評価について（答申）

平成30年6月27日付け政推第102号で諮問のあった大規模公共事業の再評価について、次のとおり答申します。

### 記

流域下水道事業 北上川上流流域下水道花北処理区（再評価）

#### 【審議結果】

「事業継続」とした県の評価は（妥当・妥当でない）と認められる。（ただし、次の意見を付す。）

#### 例示

- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。
- ・「〇〇〇〇」とした県の評価は〇〇と認められる。ただし、次の意見を付す。
  - (1) . . . . . すること。
  - (2) . . . . . すること。など